

## 第23回金沢家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成27年6月4日(木)午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場所

金沢地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員

大島廣靖，尾関利一，加藤 靖，合田篤子，佐竹 悟，瀬澤幸利，徳本修一，  
中川悦子，中村明子，原 啓一郎(委員長)(五十音順，敬称略)

#### (2) 事務担当者

岩武首席家裁調査官，市村次席家裁調査官，早川首席書記官，平塚主任書記官，  
鈴木事務局長，小笠原総務課長，武田総務課課長補佐，永藁庶務係長

### 4 議事

#### (1) 新任委員の紹介及び挨拶

#### (2) 委員長の選任

#### (3) 委員長職務代理者の指名

#### (4) 委員長開会挨拶

#### (5) 本日のテーマ「成年後見人の職務と責任の理解を深める取組について」の基本 説明及び後見人職務説明会の実演

#### (6) 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

#### (7) 退任委員の挨拶

#### (8) 委員長閉会挨拶

### 5 次回開催日時及びテーマ

#### (1) 日時

平成27年11月24日(火)午後1時30分

#### (2) テーマ

未定

(別紙)

(発言者 / 委員, 事務担当者)

職務説明会の実演も踏まえて、感想、意見及び取組について

職務説明会は全体として理解しやすいものであった。ただ、私の経験上、義務や責任といった話をする時に「～お願い申し上げます。」と最後に言うと、これは単なるお願いだと受け取る傾向がある。どれが義務で、どれがお願いベースかをはっきり説明した方がよい。例えば、年1回の報告を怠るとこんなペナルティーがあると云った方が、さらに理解しやすくなるのではないかと思った。

こういった職務説明会に参加する方は、どういった方が多いのか。やはり親族が多いのか。

親族後見人になられる方が多い。

職務説明会は、一度だけしか行われないのか。

月に1回開催しており、初めて後見人になる方に対して説明する。1回の参加者は平均五、六人で、参加率はほぼ100%である。

最初の一度の説明で、後見人になる方は理解されているのか。

申立て前、申立て時、選任前の候補者の審査時でも、随時説明はしているが、この職務説明会に参加することによって、後見人としての役割の理解や意識は強くなるといった感想や、不慣れな財産管理事務についても理解が深まったという感想はいただいている。提出される報告書についても、職務説明会が行われる前は指摘することが多々あったが、説明会後は減ったので、職務説明会実施の効果はあるという印象である。

後見制度を必要とする人の潜在人数はかなり多いのではないかと。仮に後見人になっても、事務量は多いし、大変だと思う。

本人が財産管理できない、財産があるのだけど何とかしたいという人が周囲にいて、後見人をつけなければいけないなどのニーズがあって、この職務説明会で話を聞くとよく理解できる。また、職務説明会で聞いたとおりに財産管理がきちんとできれば、不正行為もなくなるし、すばらしい制度だと思う。しかし、事務に手間がかかり、報告などの量も多いことを考えると、それなりにモチベーションがないと自分だったら利用しないのではないかと考えた。一般に、どういう事情で、後見の申立てにくることが多いのか。

いろいろなケースがある。一番多いのは金融機関からの紹介である。父や母の預貯金を子が解約しようとしたら、それはできませんといったことで家庭裁判所に来られるパターンが多い。そういった方は、預貯金の解約だけが目的なので、やるべき事務を説明すると、そんな大変なことをしないといけないのかといった印象を受けられるのは否定できない。他には、保険金を取得するだとか、遺産分割が後に控えているといった事例、不動産を処分するためには後見人が必要だと言われて申立てにくるケースもある。

やはり高齢者が多いのか。

後見制度の利用者のほとんどが、認知症の高齢者であることは間違いない。

後見の二極化があり、高額な資産を持っている高齢者がいる一方で、親族との関係が疎遠になり、周りのケアマネージャーといった方々から、一人で暮らしている年配の方をどうにかしたいということで、市区町村長が申立てをしたり、申立権のある親族の方になんとか協力をいただいて申立てまで持ち込んだりするが、親族後見人としての協力までは求められないケースがある。このようなケースでは、財産の原資が厳しい方ではあるが、後見人の就任について、専門職の団体に協力を依頼しているのが現状である。

財産が多く、報酬を支払うことができれば司法書士や弁護士などの専門職に依頼できるが、報酬が払えないけれど何とかお願いしますということで、例外的に専門職の団体であるリーガルサポートに引き受けていただくこともある。

財産が多い方に限られるのかもしれないが、リーガルサポートの概要を最初の申立て時に説明すると、負担の軽減とモチベーションアップにつながるのではないかと思った。例えば、弁護士にはこの程度頼めるとか、その場合は本人の財産から費用がこのくらい出せるといった説明があってもよいのではないか。

専門職に後見人をやってもらうとどのくらいの費用がかかるのかといった質問は多いが、具体的な報酬額については答えることができない。このため、後見人の行った業務によるが、管理財産が多くなれば管理業務困難ということで多少高くなることもあるというふうに説明をしている。

成年後見制度の事前資料をいただいて、周囲にこんな制度があるか知っているかと見せたら、知らない人が意外に多かった。金融機関から紹介を受けることが多いという話もあったが、制度の認知度を高める広報も大事だと思う。また、高齢化社会

が進む中で、この制度の需要が高くなると、家庭裁判所だけでは手が回らなくなるくらいに事務量が増えると思われる。例えば、管理監督は基本的に家庭裁判所、実際の事務手続はどこか別に委託するといった受け皿が必要ではないか。今から準備した方がよいのではないか。

ひとつの方法として、後見制度支援信託ができたところである。

とてもわかりやすい職務説明会で非常に参考になった。報告書は後見人が自主的に行うことになったとのことだが、忘れる方も多いと思うので、期限内に報告がなければお知らせをするフォローをしていただきたいと思った。

期限内に報告がなかった場合には、お知らせをすることになっている。

この制度は財産を守ることができるという点で、とても素晴らしい制度だと思うが、判断能力が少し落ちてきているものの、財産管理はできているし、親族の方もしっかりしている方が、相続が発生した関係で後見人を選ばなくてはいけなくなり、後見人を選任したが、その後は裁判所の許可がないと、報告書を出し続けなければならないのでなんとかならないかといった苦情があった。現制度では仕方がないが、こういう方のために一時的に後見人が選任できたらよいと思う。

後見制度支援信託を利用すると、一か所の銀行に資産を集めないといけませんが、遺言書では 銀行の預金は にといった書き方で作成することもあるなど、問題点もある。

遺言のある場合や遺言の存在がうかがわれる場合は、信託不相当という処理をすることもあり得る。

不正行為に該当するかどうかのケースで、資産がある方で、孫のお祝いに100万出したいといった時に、金額が高いと許可が出ないのか。

家庭の事情、価値観によって許可されることもあるので、まずは裁判所に申し出ていただき、裁判所が判断することになる。

職務説明会は、全国的に行われているのか。金沢オリジナルなのか。

その他の庁についても、職務説明会等を実施していると聞いている。

職務説明会を実施することになった事情や経緯も説明していただけると、モチベーションが上がるまではいかないと思うが、後見人の役割が重要だという点で理解していただけたらと思った。

「後見人」という言葉が我々一般人に浸透していないのではないか。業界用語に近

いのではないか。これを紐解くことも必要であるし、こういった制度を利用して支えあっていかないといけないのだと伝えるステージを作らないといけないと思う。そのステージをどことするかは検討する必要があるが、いずれにしても広報をしていかないと浸透していかない。

不正をなくしたいときに、それほど資産がない場合でも、補佐的な役割の方をたてて、そのあと不正になると後見人をたてるといった一段階ブレーキがかかるようなシステムがあればよいと思った。

本人の判断能力の程度によっては、保佐や補助といった制度を選択することもできる。また、親族後見人をつけていたが、財産管理上の具体的な危険が見受けられた場合には、弁護士等の専門職をつけて、親族後見人の管理権限を制限するといったこともできる。

専門職をつけると費用がかかるので、負担感があると思う。

広報という点で、町内の回覧など目に触れる機会をつくるのはどうか。

裁判所でも広報に力を入れており、地域の市町村の広報誌などへ掲載を依頼したり、第三者後見人の候補者となりうる団体からの講演依頼を受けている。平日に限らず、休日に説明会を行うことも増えており、制度の理解を深める取組を行っている。まだまだ浸透していないのが現状であると思われるため、高齢者であれば医者にかかる回数が多いと思われるので、病院の待合室に後見制度のパンフレットを置いてもらうとか、あるいは、図書館などに無料で貸し出す後見制度のDVDを置くなどしたらどうか。

財産があって、将来認知症になるかもしれないと思ったときに、成年後見人の予約を先にしておくシステムがあったらよいのではないか。

任意後見契約で定められた後見人が財産を管理するという制度は既に設けられている。

そういった制度の広報も足りないと思う。

本日、委員の皆様からいただいた貴重なご意見は、今後成年後見人の職務と責任の理解を深めていくうえで、効果的な取組となるよう参考とさせていただきたい。